福祉行政に関する諸法令及び行政通知を最新内容で集録！！

令和４年版　社会福祉六法

編 集 社会福祉法規研究会

本年版の特色

- 「社会福祉法」、「生活保護法」など160余件の改正を織り込んだ最新版。
- 「社会福祉連携推進法人会計基準」、「重層的支援体制整備事業の実施について」をはじめ18件の法令・通知を新規登載。

A5判・2分冊・ケース付・総頁5,016頁
定価7,040円（本体6,400円） 送料730円

0120-089-339 受付時間 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）
WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

令和４年版の主な改正内容

新規登載された法令等

- 社会福祉連携推進法人会計基準
- 重層的支援体制整備事業の実施について
- 社会福祉連携推進法人の認定等について
- 社会福祉連携推進法人会計基準運用上の取扱いについて
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
- ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業の実施について

など計18件

一部改正された法令等

- 社会福祉法・同施行令・同施行規則
- 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針
- 生活保護法・同施行規則
- 児童扶養手当法施行令・同施行規則
- 介護給付費等の支給決定等について
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準
- 介護保険法施行令・同施行規則
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

など160余件

＊本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%程度の（グリーン購入法適応）を使用しております。

総合法令情報企業として社会に貢献　新日本法規出版
この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

掲載内容

第一編　社会福祉一般

●社会福祉法

○社会福祉法施行令

○社会福祉法施行規則

○社会福祉主事養成機関等指定規則

○社会福祉主事の資格に関する科目指定

○無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

○国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針

○社会福祉法人会計基準

○社会福祉連携推進法人会計基準

○社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

○社会福祉法第百六条の四第二項第三号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件

○重層的支援体制整備事業の実施について

○社会福祉法人の認可について

○社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について

○「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について

○「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するＦＡＱ」の改訂について

○社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて

○社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて

○社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について

○社会福祉連携推進法人の認定等について

○社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて

○社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について

○法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について

○国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

○国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について

○国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について

○居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

○共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について

○介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について

○介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の開始の届出等について

○不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

○社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について

○社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について

○国が所轄庁である社会福祉法人に対する指導監査の実施について

○社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について

○社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について

第一編の細目次の一部を掲載し、第二編から第一四編までの細目次は省略してあります。

第二編　生活保護

第三編　児童福祉

第四編　母子及び父子並びに寡婦福祉

第五編　母子保健

第六編　障害者福祉

第七編　身体障害者福祉

第八編　知的障害者福祉

第九編　精神障害者保健福祉

第十編　発達障害者支援

第十一編　老人福祉・介護保険

第十二編　売春防止

第十三編　消費生活協同組合

第十四編　戦傷病者戦没者遺族等の援護

内容見本
（A5判縮小）

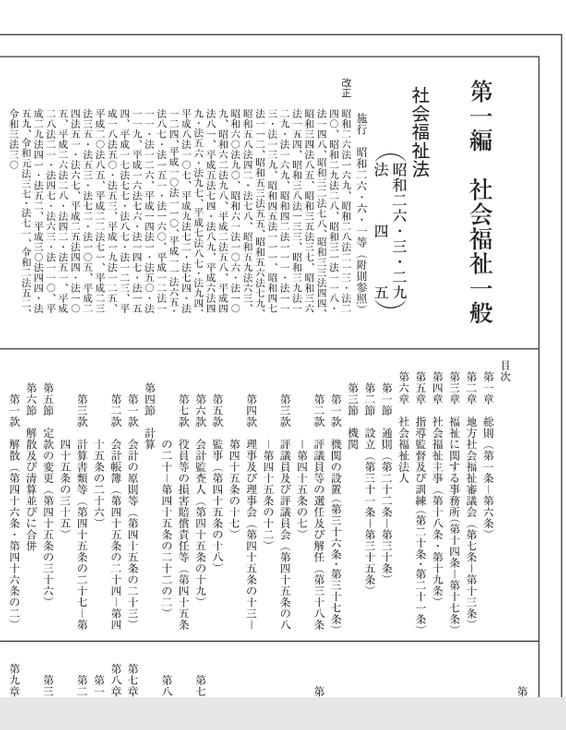

第一編　社会福祉一般

社会福祉法

（昭和二六・三・二九　法四五）

目次

第一章　総則（第一条―第六条）

第二章　福祉に関する事務所（第七条―第十三条）

第三章　地方社会福祉審議会（第十四条―第十九条）

第四章　社会福祉主事（第二十条・第二十一条）

第五章　指導監督及び訓練（第二十条・第二十一条）

第六章　社会福祉法人（第二十二条―第三十条）

第一節　通則（第二十二条―第三十条）

第二節　設立（第三十一条―第三十五条）

第三節　機関

第一款　機関の設置（第三十六条・第三十七条）

第二款　評議員等の選任及び解任（第三十八条―第四十五条の七）

第三款　評議員及び評議員会（第四十五条の八―第四十五条の十二）

第四款　理事及び理事会（第四十五条の十三―第四十五条の十七）

第五款　監事（第四十五条の十八）

第六款　会計監査人（第四十五条の十九）

第七款　役員等の損害賠償責任等（第四十五条の二十―第四十五条の二十二の二）

第四節　計算

第一款　会計の原則等（第四十五条の二十三）

第二款　会計帳簿（第四十五条の二十四―第四十五条の二十六）

第三款　計算書類等（第四十五条の二十七―第四十五条の三十五）

第五節　定款の変更（第四十五条の三十六）

第六節　解散及び清算並びに合併（第四十六条・第四十六条の二）

第七章　社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長（第四十六条の三）

第八章　雑則（第四十六条の四）

第九章　罰則（第四十六条の五―第四十六条の七）

附則（令和二・六・一　法三七）

改正

施行　昭和二・六・六・一等（附則参照）

昭和四〇・七・一　法一一八

昭和四六・六・九　法一八

昭和四八・五・一　法一一

昭和五三・六・一　法四二

昭和五五・五・一　法三二

昭和五六・六・一　法七四

昭和五九・五・一　法三三

昭和六〇・六・一　法四四

昭和六二・一・一　政一

昭和六二・四・一　法二〇

昭和六三・五・一　法三二

平成二・六・一　法四四

平成三・五・一　法三二

平成四・六・一　法七四

平成五・一・一　法八八

平成六・六・一　法四四

平成七・五・一　法一〇七

平成八・六・一　法一一〇

平成九・六・一　法八八

平成一〇・六・一　法一〇七

平成一一・一・一　法一六〇

平成一一・四・一　法八七

平成一一・七・一　法一〇七

平成一二・四・一　法一一三

平成一二・五・一　法一一五

平成一二・六・一　法一一九

平成一二・六・一　法一二五

平成一二・六・一　法一四四

平成一二・六・一　法一四五

平成一二・六・一　法一四六

平成一二・六・一　法一四七

平成一二・六・一　法一四八

平成一二・六・一　法一五一

平成一二・六・一　法一五二

平成一二・六・一　法一五三

平成一二・六・一　法一五四

平成一二・六・一　法一五五

平成一二・六・一　法一五六

平成一二・六・一　法一五七

平成一二・六・一　法一五八

平成一二・六・一　法一五九

平成一二・六・一　法一六〇

平成一二・六・一　法一六一

平成一二・六・一　法一六二

平成一二・六・一　法一六三

平成一二・六・一　法一六四

平成一二・六・一　法一六五

平成一二・六・一　法一六六

平成一二・六・一　法一六七

平成一二・六・一　法一六八

平成一二・六・一　法一六九

平成一二・六・一　法一七〇

平成一二・六・一　法一七一

平成一二・六・一　法一七二

平成一二・六・一　法一七三

平成一二・六・一　法一七四

平成一二・六・一　法一七五

平成一二・六・一　法一七六

平成一二・六・一　法一七七

平成一二・六・一　法一七八

平成一二・六・一　法一七九

平成一二・六・一　法一八〇

平成一二・六・一　法一八一

平成一二・六・一　法一八二

平成一二・六・一　法一八三

平成一二・六・一　法一八四

平成一二・六・一　法一八五

平成一二・六・一　法一八六

平成一二・六・一　法一八七

平成一二・六・一　法一八八

平成一二・六・一　法一八九

平成一二・六・一　法一九〇

平成一二・六・一　法一九一

平成一二・六・一　法一九二

平成一二・六・一　法一九三

平成一二・六・一　法一九四

平成一二・六・一　法一九五

平成一二・六・一　法一九六

平成一二・六・一　法一九七

平成一二・六・一　法一九八

平成一二・六・一　法一九九

平成一二・六・一　法二〇〇

平成一二・六・一　法二〇一

平成一二・六・一　法二〇二

平成一二・六・一　法二〇三

平成一二・六・一　法二〇四

平成一二・六・一　法二〇五

平成一二・六・一　法二〇六

平成一二・六・一　法二〇七

平成一二・六・一　法二〇八

平成一二・六・一　法二〇九

平成一二・六・一　法二一〇

平成一二・六・一　法二一一

平成一二・六・一　法二一二

平成一二・六・一　法二一三

平成一二・六・一　法二一四

平成一二・六・一　法二一五

平成一二・六・一　法二一六

平成一二・六・一　法二一七

平成一二・六・一　法二一八

平成一二・六・一　法二一九

平成一二・六・一　法二二〇

平成一二・六・一　法二二一

平成一二・六・一　法二二二

平成一二・六・一　法二二三

平成一二・六・一　法二二四

平成一二・六・一　法二二五

平成一二・六・一　法二二六

平成一二・六・一　法二二七

平成一二・六・一　法二二八

平成一二・六・一　法二二九

平成一二・六・一　法二三〇

平成一二・六・一　法二三一

平成一二・六・一　法二三二

平成一二・六・一　法二三三

平成一二・六・一　法二三四

平成一二・六・一　法二三五

平成一二・六・一　法二三六

平成一二・六・一　法二三七

平成一二・六・一　法二三八

平成一二・六・一　法二三九

平成一二・六・一　法二四〇

平成一二・六・一　法二四一

平成一二・六・一　法二四二

平成一二・六・一　法二四三

平成一二・六・一　法二四四

平成一二・六・一　法二四五

平成一二・六・一　法二四六

平成一二・六・一　法二四七

平成一二・六・一　法二四八

平成一二・六・一　法二四九

平成一二・六・一　法二五〇

平成一二・六・一　法二五一

平成一二・六・一　法二五二

平成一二・六・一　法二五三

平成一二・六・一　法二五四

平成一二・六・一　法二五五

平成一二・六・一　法二五六

平成一二・六・一　法二五七

平成一二・六・一　法二五八

平成一二・六・一　法二五九

平成一二・六・一　法二六〇

平成一二・六・一　法二六一

平成一二・六・一　法二六二

平成一二・六・一　法二六三

平成一二・六・一　法二六四

平成一二・六・一　法二六五

平成一二・六・一　法二六六

平成一二・六・一　法二六七

平成一二・六・一　法二六八

平成一二・六・一　法二六九

平成一二・六・一　法二七〇

平成一二・六・一　法二七一

平成一二・六・一　法二七二

平成一二・六・一　法二七三

平成一二・六・一　法二七四

平成一二・六・一　法二七五

平成一二・六・一　法二七六

平成一二・六・一　法二七七

平成一二・六・一　法二七八

平成一二・六・一　法二七九

平成一二・六・一　法二八〇

平成一二・六・一　法二八一

平成一二・六・一　法二八二

平成一二・六・一　法二八三

平成一二・六・一　法二八四

平成一二・六・一　法二八五

平成一二・六・一　法二八六

平成一二・六・一　法二八七

平成一二・六・一　法二八八

平成一二・六・一　法二八九

平成一二・六・一　法二九〇

平成一二・六・一　法二九一

平成一二・六・一　法二九二

平成一二・六・一　法二九三

平成一二・六・一　法二九四

平成一二・六・一　法二九五

平成一二・六・一　法二九六

平成一二・六・一　法二九七

平成一二・六・一　法二九八

平成一二・六・一　法二九九

平成一二・六・一　法三〇〇

平成一二・六・一　法三〇一

平成一二・六・一　法三〇二

平成一二・六・一　法三〇三

平成一二・六・一　法三〇四

平成一二・六・一　法三〇五

平成一二・六・一　法三〇六

平成一二・六・一　法三〇七

平成一二・六・一　法三〇八

平成一二・六・一　法三〇九

平成一二・六・一　法三一〇

平成一二・六・一　法三一一

平成一二・六・一　法三一二

平成一二・六・一　法三一三

平成一二・六・一　法三一四

平成一二・六・一　法三一五

平成一二・六・一　法三一六

平成一二・六・一　法三一七

平成一二・六・一　法三一八

平成一二・六・一　法三一九

平成一二・六・一　法三二〇

平成一二・六・一　法三二一

平成一二・六・一　法三二二

平成一二・六・一　法三二三

平成一二・六・一　法三二四

平成一二・六・一　法三二五

平成一二・六・一　法三二六

平成一二・六・一　法三二七

平成一二・六・一　法三二八

平成一二・六・一　法三二九

平成一二・六・一　法三三〇

平成一二・六・一　法三三一

平成一二・六・一　法三三二

平成一二・六・一　法三三三

平成一二・六・一　法三三四

平成一二・六・一　法三三五

平成一二・六・一　法三三六

平成一二・六・一　法三三七

平成一二・六・一　法三三八

平成一二・六・一　法三三九

平成一二・六・一　法三四〇

平成一二・六・一　法三四一

平成一二・六・一　法三四二

平成一二・六・一　法三四三

平成一二・六・一　法三四四

平成一二・六・一　法三四五

平成一二・六・一　法三四六

平成一二・六・一　法三四七

平成一二・六・一　法三四八

平成一二・六・一　法三四九

平成一二・六・一　法三五〇

平成一二・六・一　法三五一

平成一二・六・一　法三五二

平成一二・六・一　法三五三

平成一二・六・一　法三五四

平成一二・六・一　法三五五

平成一二・六・一　法三五六

平成一二・六・一　法三五七

平成一二・六・一　法三五八

平成一二・六・一　法三五九

平成一二・六・一　法三六〇

平成一二・六・一　法三六一

平成一二・六・一　法三六二

平成一二・六・一　法三六三

平成一二・六・一　法三六四

平成一二・六・一　法三六五

平成一二・六・一　法三六六

平成一二・六・一　法三六七

平成一二・六・一　法三六八

平成一二・六・一　法三六九

平成一二・六・一　法三七〇

平成一二・六・一　法三七一

平成一二・六・一　法三七二

平成一二・六・一　法三七三

平成一二・六・一　法三七四

平成一二・六・一　法三七五

平成一二・六・一　法三七六

平成一二・六・一　法三七七

平成一二・六・一　法三七八

平成一二・六・一　法三七九

平成一二・六・一　法三八〇

平成一二・六・一　法三八一

平成一二・六・一　法三八二

平成一二・六・一　法三八三

平成一二・六・一　法三八四

平成一二・六・一　法三八五

平成一二・六・一　法三八六

平成一二・六・一　法三八七

平成一二・六・一　法三八八

平成一二・六・一　法三八九

平成一二・六・一　法三九〇

平成一二・六・一　法三九一

平成一二・六・一　法三九二

平成一二・六・一　法三九三

平成一二・六・一　法三九四

平成一二・六・一　法三九五

平成一二・六・一　法三九六

平成一二・六・一　法三九七

平成一二・六・一　法三九八

平成一二・六・一　法三九九

平成一二・六・一　法四〇〇

平成一二・六・一　法四〇一

平成一二・六・一　法四〇二

平成一二・六・一　法四〇三

平成一二・六・一　法四〇四

平成一二・六・一　法四〇五

平成一二・六・一　法四〇六

平成一二・六・一　法四〇七

平成一二・六・一　法四〇八

平成一二・六・一　法四〇九

平成一二・六・一　法四一〇

平成一二・六・一　法四一一

平成一二・六・一　法四一二

平成一二・六・一　法四一三

平成一二・六・一　法四一四

平成一二・六・一　法四一五

平成一二・六・一　法四一六

平成一二・六・一　法四一七

平成一二・六・一　法四一八

平成一二・六・一　法四一九

平成一二・六・一　法四二〇

平成一二・六・一　法四二一

平成一二・六・一　法四二二

平成一二・六・一　法四二三

平成一二・六・一　法四二四

平成一二・六・一　法四二五

平成一二・六・一　法四二六

平成一二・六・一　法四二七

平成一二・六・一　法四二八

平成一二・六・一　法四二九

平成一二・六・一　法四三〇

平成一二・六・一　法四三一

平成一二・六・一　法四三二

平成一二・六・一　法四三三

平成一二・六・一　法四三四

平成一二・六・一　法四三五

平成一二・六・一　法四三六

平成一二・六・一　法四三七

平成一二・六・一　法四三八

平成一二・六・一　法四三九

平成一二・六・一　法四四〇

平成一二・六・一　法四四一

平成一二・六・一　法四四二

平成一二・六・一　法四四三

平成一二・六・一　法四四四

平成一二・六・一　法四四五

平成一二・六・一　法四四六

平成一二・六・一　法四四七

平成一二・六・一　法四四八

平成一二・六・一　法四四九

平成一二・六・一　法四五〇

平成一二・六・一　法四五一

平成一二・六・一　法四五二

平成一二・六・一　法四五三

平成一二・六・一　法四五四

平成一二・六・一　法四五五

平成一二・六・一　法四五六

平成一二・六・一　法四五七

平成一二・六・一　法四五八

平成一二・六・一　法四五九

平成一二・六・一　法四六〇

平成一二・六・一　法四六一

平成一二・六・一　法四六二

平成一二・六・一　法四六三

平成一二・六・一　法四六四

平成一二・六・一　法四六五

平成一二・六・一　法四六六

平成一二・六・一　法四六七

平成一二・六・一　法四六八

平成一二・六・一　法四六九

平成一二・六・一　法四七〇

平成一二・六・一　法四七一

平成一二・六・一　法四七二

平成一二・六・一　法四七三

平成一二・六・一　法四七四

平成一二・六・一　法四七五

平成一二・六・一　法四七六

平成一二・六・一　法四七七

平成一二・六・一　法四七八

平成一二・六・一　法四七九

平成一二・六・一　法四八〇

平成一二・六・一　法四八一

平成一二・六・一　法四八二

平成一二・六・一　法四八三

平成一二・六・一　法四八四

平成一二・六・一　法四八五

平成一二・六・一　法四八六

平成一二・六・一　法四八七

平成一二・六・一　法四八八

平成一二・六・一　法四八九

平成一二・六・一　法四九〇

平成一二・六・一　法四九一

平成一二・六・一　法四九二

平成一二・六・一　法四九三

平成一二・六・一　法四九四

平成一二・六・一　法四九五

平成一二・六・一　法四九六

平成一二・六・一　法四九七

平成一二・六・一　法四九八

平成一二・六・一　法四九九

平成一二・六・一　法五〇〇

平成一二・六・一　法五〇一

平成一二・六・一　法五〇二

平成一二・六・一　法五〇三

平成一二・六・一　法五〇四

平成一二・六・一　法五〇五

平成一二・六・一　法五〇六

平成一二・六・一　法五〇七

平成一二・六・一　法五〇八

平成一二・六・一　法五〇九

令和三・五・一　法五一

令和三・六・一　法七

令和二・六・一　法三七

一　社会福祉一般　厚生労働大臣が定める事業を定める件

社会福祉法第百六条の四第二項第三号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件

（令和二・一二・二四　厚労告三九六）

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百六条の四第二項第三号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。

社会福祉法第百六条の四第二項第三号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百六条の四第二項第三号イに規定する厚生労働大臣が定める事業は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十四第二号ハに掲げる事業とする。

重層的支援体制整備事業の実施について

（令和三・六・一　社援発〇六一五第一　障発〇六一五第二　老発〇六一五第一）

各都道府県知事、各指定都市市長、各中核市市長宛　厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省保健福祉部長、厚生労働省老健局長通知

社会福祉法（昭和二六年法律第四五号）第一〇六条の四第二項に基づき、市町村が実施する重層的支援体制整備事業について、今般、別紙のとおり「重層的支援体制整備事業実施要綱」を定め、令和三年四月一日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む）に対してこの旨通知されたい。

別紙

重層的支援体制整備事業実施要綱

（目的）

1　本事業は、社会福祉法（昭和二六年法律第四五号。以下「法」という。）第一〇六条の四第二項に基づき、市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備

新日本法規出版株式会社

本社・総轄本部　〒460-8455　名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社　〒162-8407　東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社　〒060-8516　札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社　〒981-3195　仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社　〒162-8407　東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社　〒337-8507　さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社　〒460-8456　名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社　〒540-0037　大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社　〒730-8558　広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社　〒760-8536　高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社　〒810-8663　福岡市中央区大手門3丁目3番13号

（2021.○）10411